（様式７）

文書番号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　高知工科大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　学長　（公印省略）

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免対象者としての

認定の効力の停止に関する通知

　　　年　　月　　日付（文書番号）により通知した授業料等減免対象者としての認定について、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第十八条第一項に基づき、下記のとおり認定の効力を停止しますので通知します。

記

１．認定の効力の停止により、減免を停止する期間

　　　　　　年　　月　～　　　年　　月（予定）

２．事由

　　□　日本国籍を有しておらず、支援対象となる在留資格等を有しなくなった。

　　□　休学を認められた。

　　　（　　　年　　　月～　　　年　　　月（予定））

　　□　停学（３月未満の期間のものに限る。）または訓告の処分を受けた。

　　□　適格認定における収入額・資産額の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額または資産の合計額がそれぞれ施行規則第十条第二項第三号イまたはロに定める額に該当しなくなった。

　　□　本学が定める日までに授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書（様式３）を提出しなかった。

　　□　認定の効力の停止について本人から申出があった。

　　□　その他学長が必要と認めた場合 （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

３．停止期間に係る授業料等の納付

　　授業料　　　　　　 　円（　　年　　月分～　　年　　月分）

　　※　 月 　日までに　　　　　　円を納付してください。